

指摘事項に関する判定の基本的な考え方について

区分	基本的な考え方	報告の要否
文書指摘事項 評価－A	次の事項に該当する場合には、原則として「文書指摘事項」とする。 ① 社会福祉法、児童福祉法等法人・施設に関する法令に違反している場合 ② 指導監査に関する通知又は各施設の最低基準に抵触している場合（軽微なものを除く） ③ 定款その他の法人の規則等に重大な違反又は不備がある場合 ④ 利用者支援に関して、人権侵害など不適正な状況がある場合 ⑤ 防災体制・衛生管理体制等が不適切であるため、利用者の安全の確保等に重要な問題を生じている場合 ⑥ 不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、法人の経営基盤に影響を及ぼすおそれがある場合 ⑦ 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要な場合 ⑧ 過去の監査で継続的に指導しているにもかかわらず、改善が見られない場合 ⑨ 関係課等との協議の結果、特に「文書指摘事項」とする必要が認められる場合 ⑩ その他法人・施設の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合	改善状況の報告を要する
口頭指摘事項 評価－B	「文書指摘事項」に該当しないが、改善すべき事項として法人・施設の職員に周知する必要があるため、監査当日講評において口頭指摘するもの。 次回の実地監査において改善状況を確認する。	改善状況の報告を要しない